

# 第1章 計画策定にあたって

## 1. 策定の背景と趣旨

急速な少子化の進展は、高齢者の増加とあいまって人口構造にひずみを生じさせ、将来の我が国の社会経済に深刻な影響を与えるばかりでなく、子ども自身の成長にも影響を及ぼすものとして懸念されています。

また、核家族化の進行、都市化の進展、就労環境の変化等、子どもと家庭を取り巻く環境は、大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

子育て家庭の状況を見ると、育児についての不安や負担を感じる人の割合は、就労している母親よりも、家事専業の母親のほうが多いという調査結果もあり、すべての子育て家庭を対象とした支援策の推進が重要となっています。

このような状況の中、国においては、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するため、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた行動計画の策定を地方公共団体および一定規模以上の企業に義務付けました。

川崎市においては、平成10年に子どもと子育ての総合的な支援計画である「かわさき子ども総合プラン」を策定し、施策を推進してきましたが、同プランは平成16年度までの計画期間であることから、本計画は、法で定められた市町村行動計画であると同時に、「かわさき子ども総合プラン」の後継プランとして策定するものです。

## 2. 計画の性格

- この計画は、「次世代育成支援対策推進法」に基づき設置した川崎市次世代育成支援対策地域協議会の報告『川崎市における次世代育成支援対策について』や川崎市児童福祉審議会の報告『川崎市次世代育成支援対策行動計画の策定に向けて—小さな命に大きな未来、育ち育てるまち・かわさき—』をはじめ、市民の方の意見等を踏まえ策定しています。
- この計画は、全体計画である「川崎市新総合計画」をはじめ、「川崎市地域福祉計画」、「かわさき健やか親子21」、「新・かわさきノーマライゼーションプラン」、「川崎市男女平等推進行動計画」、「かわさき教育プラン」、「川崎市子どもの権利に関する行動計画」、「川崎市住宅基本計画」、「川崎市保育基本計画」などの各種計画との整合性を図り策定しています。

### 3. 計画の期間

この計画は、平成 17 年度を初年度とし平成 26 年度までの 10 年間にわたる次世代育成支援対策行動計画の前期 5 か年（平成 17 年度から平成 21 年度まで）を対象としています。

### 4. 計画の対象

この計画は、概ね 18 歳未満のすべての子どもとその家庭を対象としています。

